

平成28年度 第3回

府中市都市計画審議会議事録

平成28年11月1日開催

府中市都市計画審議会

議事日程

平成28年11月1日(火)午前10時

西庁舎3階第2・3・4委員会室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第2 報告 府中市都市計画審議会の部会の設置について

日程第3 その他

午前 10 時 00 分 開会

【計画課長】 それでは、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部まちづくり担当参事の深美よりご挨拶を申し上げます。

【都市整備部まちづくり担当参事】 委員の皆様、おはようございます。都市整備部まちづくり担当参事の深美でございます。

本日は月初めの大変お忙しい中、また足元のお悪い中、審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の案件は審議事項、報告事項、それぞれ1件ずつでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

【計画課長】 ご審議いただく前に、警視庁の人事異動に伴いまして、前府中警察署長に代わり、府中警察署長が10月4日付で都市計画審議会委員に委嘱されましたので、ご報告いたします。それでは、会長、よろしく願います。

【議長】 皆様、おはようございます。本日は都市計画審議会に、月初め、また足元の悪い中、このようにお集まりいただきまして大変ありがとうございます。ではこれから始めていきたく思います。よろしく願います。

ご審議いただく前に、ただいま警視庁の人事におきまして、前府中警察署長に代わり府中警察署長が委員に委嘱されましたので、一言ご挨拶を願いたいと思います。

【委員】 皆さん、府中警察署長の でございます。どうぞよろしく願います。

都市計画審議ということなので、府中市の都市がいろいろと変わっていくということになると思います。都市の計画が変わると、警察にとっては交通量が変わり、稼働人口が増減するということで、いろんな人間と車が入って来るといような状況になります。都市計画が変わると、我々にも変化が訪れるということで非常に興味があるところでございます。せっかくの機会でございますので、現在の府中警察署の取り扱いにつきましてご報告させていただきます。

目黒区で発生しましたストーカー殺人事件、皆さん御存じのとおりでございますけれども、人身安全関連事案と言いまして、警察に来られる相談の方を我々が受けとめているわけです。府中警察署の人身安全関連の相談は10月末で約2,200件あります。数の多さでは警視庁で第7番目というところですよ。約700件がパトロール要望です。例えば、簡単に言いますと、私、明日から旅行に行くのでちょっと家のところを見回ってくださいというパトロール要望を含めまして、約700件がそういう要望でございます。その他、ストーカー、家庭内暴力、高齢者虐待、児童虐待を含めまして、約800件がそのような人身安全関連事案で、毎月5件ぐらいずつ新しい懸案が入ってくるという状況になります。1件がなかなか終わりませんので、1件終了するのに1年とか2年ぐらいかかるようなものが約800件あります。対応を一つ誤ると、非常に厳しい話になってしましまして、そういうことが日常茶飯事に今起きています。これは多分府中市だけではなくて、府中警察署は第7位ということでもありますけれども、新宿などの他のところはもっと多いという現状であります。

もう一方、事件、事故につきましては、自然死以外でお亡くなりになる方が非常に多くいらっしゃいます。8月中に31人の方が亡くなられまして、この取り扱いは警視庁第1位ということで、1日1件の方がお亡くなりになっているという現状でございます。昨日は一晩で3人というところですが、益々高齢化が進んでいるような現状です。それも密閉されたマンションの中でお亡くなりになる方が非常に多くて、なかなかすぐには発見されないというのが現状でございます。府中市もだんだんと人口が増えている中で、そういう方も多くなってきているというのが現状でございます。

また一方、従来の交番、駐在所の配置もこのまま、駐在所は朝日町とか四谷地区などの高速道路の下のほうには駐在所がありますが、高速道路の南側のほうはどんどん住宅が多くなってきておりまして、そこで事件、事故がよく発生しているというのも現状でございます。この前は、車上狙いをずっと繰り返していた指名手配犯を検挙しております。また、この3日間で覚せい剤使用の被疑者を2件検挙しているというところで、府中市はのどかな三多摩地方というところでしたが、新宿から電車で20分というような立地条件を含めまして、ますます都市化しているのが感じられるところでございます。また、将来的に朝日町のところには大型商業施設ができるということで、多磨駅という開発が進んでいないところに商業施設が建つということで、これからますます交通量と稼働人口が増えてくるというのが予想されます。我々警察も都市計画について積極的に参加させていただいて、ご意見を伺いたいというところでございますので、ぜひ皆様方、ご指導よろ

しくお願いいたします。

【議長】 委員、ありがとうございました。大変参考になりました。

それでは、会議に入っていきたいと思います。

本日の会議にあたり欠席の連絡が入っております。2番の委員、そして、8番の委員のお二人から欠席の連絡が入っております。

本日の会議の開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、会議は有効に成立しております。

次に、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思います。

府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、「議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものとする」と規定されておりますので、議事録署名人については私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、本日の議事録の署名について2名指名させていただきます。議席番号16番、委員、議席番号17番、委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、本日の傍聴希望者でございますが、いないということでございます。

では、これから審議に入っていきたいと思います。

日程第1、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」を議題といたします。それでは議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました、第

1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、ご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するもの、及び市街化区域内において適正に管理されている農地等について生産緑地地区の指定を行うものでございます。なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。

それでは第1号議案、資料1ページをお開きください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は約100.14ヘクタールでございます。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが12件、削除する面積は約10,790平方メートルでございます。削除の理由といたしまして、買取り申出に伴う行為制限の解除・公共施設等の用地としての取得により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをお開きください。

続きまして、第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となりますのが12件、追加する面積は約6,670平方メートルでございます。追加の理由といたしまして、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものでございます。

3ページをお開きください。新旧対照表でございますが、削除及び追加する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を

一覧表にまとめたものでございます。

4ページの「変更概要」でございますが、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。3の「面積の変更」につきましては、地区数は459件から458件となり、1件の減、府中市全体の生産緑地地区の面積は約100.56ヘクタールから約100.14ヘクタールとなり、約0.42ヘクタールの減となります。

なお、追加の指定にあたりましては、農業委員会より本年7月28日付で生産緑地として適性であるとの了承の回答をいただいております。削除も合わせた本件の都市計画変更案につきましても、本年8月23日付で了承の回答をいただいております。また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年10月4日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年10月5日から10月19日までの2週間縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定です。

それでは変更の詳細につきまして担当からご説明させていただきます。

【緑化推進係長】 それでは府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方のスクリーンによりご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。スクリーンは第1号議案、資料5ページから18ページの計画図を表示いたします。

初めに計画図の表示についてご説明いたします。

右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域、赤の塗りつぶし部分は削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。それでは図面中央下側をご覧ください。

番号3、地区名、多磨町。西武多摩川線の東側、多磨町公園の南側に位置し、地区の一部、約100平方メートルを追加するものです。

次に図面中央上側をご覧ください。

番号547、地区名、多磨町。西武多摩川線の東側でアメリカンスクールの北西側に位置し、市道1-139号の拡幅工事に伴い、地区の一部約50平方メートルを削除するものです。

次に図面左側をご覧ください。

番号41、地区名、紅葉丘。西武多摩川線の西側で紅葉丘北公園の東側に位置し、都市計画道路府中3・4・16号線の工事に伴い、地区の一部約240平方メートルを削除するものです。

6ページでございます。図面中央下側をご覧ください。

番号26、地区名、紅葉丘。府中3・4・16号線あんず通りの西側、府中第二中学校の東側に位置し、地区の一部約990平方メートルを追加するものです。

次に図面中央をご覧ください。

番号32、地区名、紅葉丘。府中第二中学校の北側、都営府中紅葉丘一丁目第2アパートの西側に位置し、平成27年12月1日主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部約880平方メートルを削除するものです。

次に図面中央上側をご覧ください。

番号 5 6 5、地区名、紅葉丘。紅葉丘文化センターの南側、紅葉丘第 3 公園の北東側に位置し、平成 2 8 年 3 月 9 日主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約 1 , 3 5 0 平方メートルを削除するものです。

7 ページでございます。図面左側をご覧ください。

番号 6 5、地区名、白糸台。国道 2 0 号の南側、西武多摩川線の西側に位置し、地区の一部約 2 5 0 平方メートルを追加するものです。

次に図面右側をご覧ください。

番号 7 5、地区名、白糸台。国道 2 0 号の南側、榊原記念病院の南西側に位置し、平成 2 8 年 5 月 2 日主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の全部約 1 , 1 5 0 平方メートルを削除するものです。

8 ページでございます。

番号 1 2 1、地区名、押立町。南白糸台小学校の南西側、府中東高校の北側に位置し、平成 2 8 年 5 月 2 日主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の全部約 1 , 9 4 0 平方メートルを削除するものです。

9 ページでございます。図面中央右側をご覧ください。

番号 1 5 1、地区名、小柳町。小柳小学校の東側、府中第六中学校の南西側に位置し、平成 2 7 年 1 2 月 1 日主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の一部約 1 , 0 9 0 平方メートルを削除するものです。

次に図面中央左側をご覧ください。

番号 1 5 2、地区名、小柳町。小柳小学校の西側、西武多摩川線の東側に位置し、平成 2 7 年 1 2 月 1 日主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の一部約 1 , 1 8 0 平方メートルを削除するものです。

1 0 ページでございます。

番号 5 2 9、地区名、是政。府中第八小学校の北側、府中 3 ・ 4 ・ 4 号線しみず下通りの南側に位置し、地区の一部約 1 7 0 平方メートルを追加するものです。

1 1 ページでございます。

番号 6 0 0、地区名、緑町。都立府中の森公園の西側、三本木保育所の南東側に位置し、地区の全部約 6 3 0 平方メートルを追加するものです。

1 2 ページでございます。

番号 5 9 9、地区名、緑町。八幡宿公園の東側、みどり幼稚園の西側に位置し、地区の全部約 9 5 0 平方メートルを追加するものです。

1 3 ページでございます。図面右側をご覧ください。

番号 2 8 5、地区名、矢崎町。矢崎幼稚園の南側、中央自動車道の北側に位置し、平成 2 8 年 5 月 9 日主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の全部約 6 5 0 平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面左側をご覧ください。

番号 3 0 2、地区名、南町。中央自動車道の南側、府中 8 ・ 6 ・ 3 号線下河原緑道の西側に位置し、地区の一部約 5 5 0 平方メートルを追加するものです。

14ページでございます。

番号378、地区名、住吉町。東電中河原変電所の東側で主要地方道18号新府中街道の西側に位置し、狭あい道路拡幅整備事業に伴い、地区の一部約10平方メートルを削除するものです。

15ページでございます。図面左側をご覧ください。

番号420、地区名、四谷。四谷保育所の南東側、四谷文化センターの南側に位置し、地区の一部約430平方メートルを追加するものです。

続きまして、図面右側をご覧ください。

番号601、地区名、四谷。四谷文化センターの南東側、四谷防災センターの南側に位置し、地区の全部約600平方メートルを追加するものです。

16ページでございます。図面中央上側をご覧ください。

番号477、地区名、日新町。日新町第2公園の南側、日新小学校の北西側に位置し、地区の一部約270平方メートルを追加するものです。

続きまして、図面中央下側をご覧ください。

番号444、地区名、四谷。日新小学校の南西側、府中3・4・3号線主要地方道20号の北側に位置し、地区の一部約1,670平方メートルを追加するものです。

17ページでございます。図面中央上側をご覧ください。

番号533、地区名、日新町。府中3・4・6号線くすのき通りの東側、西府文化センターの西側に位置し、地区の一部約60平方メートルを追加するものです。

続きまして、図面中央下側をご覧ください。

番号４１５、地区名、四谷。日新町公園の南東側、中央自動車道の北側に位置し、平成２７年１１月３０日主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の一部約１，２３０平方メートルを削除するものです。

１８ページでございます。

番号５０８、地区名、西府町。都立多磨療育園の北側で府中第十中学校の南東側に位置し、西府農業公園（仮称）の用地取得に伴い、地区の一部約１，０２０平方メートルを削除するものです。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第１号議案の封筒の中にごございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でございます。府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。ただいま第１号議案につきまして議案の説明が終わりました。

それでは、これから審議に入っていきたいと思います。ご質問ございませんでしょうか。

【委員】 丁寧にご説明いただきありがとうございます。生産緑地、相続等で買取りの申出、やむなく廃止ということについては、ある程度やむを得ないと感じております。そんな中で、今回かなり追加もあるということで、今日農業委員会の会長さんご欠席ですが、農業委員の皆さんもご苦労されているのかなと思っています。

確認ですが、相続等の関係以外のところで、住吉町のところは

狭あい道路の拡幅ということで説明がありましたが、547番の多磨町のところの道路も狭あい道路の拡幅ということによろしいのでしょうか。あと都市計画道路の3・4・16号線の関係のところですが、ここの都市計画道路の進捗状況と、今後の見通しについて、予定通りか、いつごろ開通するのかというところがわかれば教えてください。

【議長】 547番の適用の中で一部削除、精査100平方メートル減となっていますが、このことについてと、もう1点は3・4・16号線の進捗状況、2点質問がございました。お答えをお願いします。

【公園緑地課長】 今回の生産緑地の削除のうち、相続によるもの以外というものは3件ございます。今、委員からご質問いただきましたように、紅葉丘の都市計画道路事業に伴うものが1件、それと多磨町の生活道路の拡幅に伴うものが1件、それと住吉町では狭あい道路の拡幅に伴うものが1件ということで、この3件が今回相続以外の府中市の取得によるものでございます。

【都市整備部次長兼土木課長】 都市計画道路3・4・16号の今後の見通しでございますが、今回、削除いたします紅葉丘北公園の部分につきましては第一期区間ということで、平成35年3月までの事業認可期間で事業を進めているところでございます。現在の用地取得率は約96%の状況で、今年度より工事説明会を開催したところで、電線共同溝の工事に入っております。細かく言いますと、744メートル区間を4工区に分けて、用地が取得できている箇所から順次電線共同溝の工事に入っております。今のところ工程としては順調に進んでいる状況でございます。

【 委員 】 ありがとうございます。

【 議長 】 そのほかご質問等ありますでしょうか。

【 委員 】 今回、新規追加3件ございますけれども、削除に関してはプロセスも大体わかりますが、新規追加について、そこに至るまでのプロセスを簡単で結構ですので、教えていただきたいと思えます。既に畑があって、それが生産緑地という位置づけに変わっていくのか、全く違うものが生産緑地というものになってしまうのかということと、ここに至るまでのプロセスをお伺いしたいと思えます。

【 公園緑地課長 】 追加につきましては、現在市内にございます市街化農地がまだ149ヘクタールございます。このうち本日ご審議いただきまして、削除・追加後の面積が約100.14ヘクタールでございます。ということは、まだ約49ヘクタールほど市街化農地が残っておりますので、引き続き農業委員会を通じまして、各農家の方に、ぜひとも生産緑地の追加指定をしていただきたいということで、ご協力を働きかけているところでございます。平成26年度に議会に第3次農業振興計画をご報告させていただきましたけれども、この中で50年後に府中市としても農地を確保していきたいということで、ご提言させていただいておりますので、引き続き農家あるいは農業委員会にもご協力をいただきながら農地を確保していきたいと考えております。

【 委員 】 よくわかりました。ありがとうございます。

【 都市整備部次長兼土木課長 】 先ほどの3・4・16号の事業期間の訂正をさせていただきたいと思えます。大変申しわけございません。

3・4・16号の一期区間の事業期間は平成31年度末まで、32年3月31日まででございます。ちなみに3・4・16号の二期区間、市道1-131号から北の東八道路までの間については34年度末でございます。大変失礼いたしました。

【議長】 訂正ということです。

ほかにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、採決したいと思います。

第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」について、議案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議なしと認め、よって第1号議案は可決されました。

続きまして、日程第2報告事項「府中市都市計画審議会の部会の設置について」、事務局から報告願います。

【都市計画担当主査】 それではただいま議題となりました、日程第2報告事項「府中市都市計画審議会の部会の設置について」、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

初めに1の「趣旨」につきましてご説明いたします。

本市では、府中市人口ビジョンに示した人口減少・少子高齢化の進展に対応するとともに、府中市公共施設マネジメント基本方針や府中市インフラマネジメント計画などに示した持続可能な都市施設管理の視点を踏まえたまちづくりをさらに進める必要があり、現在府中市マスタープランの改定に向けて検討作業を進めております。このことから、都市計画マスタープランに総合的な都市経営の考え方を反映させるため、府中市都市計画審議会に、学

識経験者で構成されたより専門的に検討を行う部会を設置できるようにいたします。

続きまして2の「内容」についてご説明いたします。

(1)の「部会の設置」につきまして、審議会は都市計画に係る特定の事項を審議するため必要に応じて部会を設置できるものとし、来年度に都市計画マスタープランの改定に係る検討を行うための部会を設置したいと考えております。

次に(2)の「委員の構成」につきまして、部会を構成する委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから審議会の会長が指名するものいたします。委員につきましては専門性を有する学識経験者の中から今後調整いたしますが、委員の人数といたしましては8名以内を予定しております。

次に(3)の「部会長の指名」につきまして、部会には部会長を置くものとし、部会を構成する委員のうちから審議会の会長が指名することいたします。

次に(4)の「部会長の職務」につきまして、部会長は部会の事務を掌理するものいたします。

次に(5)の「部会長の職務の代理」につきまして、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理するものいたします。

最後に3の「実施日」でございますが、平成28年第4回市議会定例会に府中市都市計画審議会条例の改正案を上程し、条例を改正した後、本年度中に部会の委員となる臨時委員の任命など必要な事務手続を進めまして、来年度に本審議会にお諮りし、委員指名のご承認をいただく予定で考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

【議長】 ありがとうございます。この件について、ご質問ございませんでしょうか。

【委員】 もう少し具体的に、この部会をなぜ設置するのか、もう一度ご説明いただきたいのと、府中市総合計画審議会というのが別途にできていると思いますが、それとはどのような関係になるのか。マスタープラン政策に関してはよくわかりますが、この都市計画審議会における部会の設置の目的をもう一度ご説明いただきたいと思います。それから専門性について、何ををもって専門性というのか。その点をお聞きしたいと思います。

【計画課長補佐】 部会設置につきまして、今回、都市計画マスタープランの改定に向けた検討を進める中で、人口減少や高齢化などに対応した持続可能な都市経営を実現するということを考えておきまして、都市構造の課題を分析、まちづくりの方針を検討するために、専門的な見識からより深い議論をしていただくために部会を設置するものでございます。設置した部会で議論していただいた内容につきましては、都市計画審議会に報告をいたしまして、審議いただいた後に都市計画マスタープランに反映していくために審議会との連携が重要になることから、今回都市計画審議会の下部組織として部会を設置することで考えています。

総合計画審議会との関係性につきましては、都市計画審議会の部会の所掌事務につきましては都市計画に関する事項について調査・審議するということで、総合計画のほうで都市計画に関するものが出てくれば両方で審議するような形になるものでございます。

専門性につきましては、今回、都市計画審議会の部会として、都市計画マスタープランについてより専門的な検討を考えておるところから、審議事項に関する学識経験を有する部会の委員が適当であると考えております。

【計画課長】 補足いたします。

まず総合計画との関係でございますが、総合計画の土地利用の部分については都市計画に委任されております。ですから、総合計画で審議される内容というのは、都市計画で審議した内容ということになります。そもそも都市計画審議会が審議している事項は、法定の事項になりますので、都市計画という法定の事項について審議するのが都市計画審議会です。

今回高い専門性を求めているというのは、背景といたしましては国全体の人口減少があって地方創生を目指して国が舵を切っております。そのことから、市も人口ビジョンなど策定していますが、その部分を今回都市計画マスタープランに反映していきたいということでございます。どういう専門性かというところは、都市経営という観点で検討するということです。これまでの都市計画は、全体的には開発が堅調に行われるということが前提となっていて組まれておりますが、その開発も徐々に少なくなってきたので、それをどのように都市計画で捉えていくのかという考え方が、国内の都市計画の専門家の中で活発に議論がされておりますので、そのようなところを入れてまいりたいと考えております。

【委員】 説明はわかりました。部会を設けた中で審議した結果を、この審議会に報告をいただくということの確認をしたと思います。

これをもって、また府中の将来ビジョンというものも一つ出てくるのではないかなと考えております。

【議長】 ほかにご質問はございませんでしょうか。

【委員】 条例との関係でお尋ねしたいと思います。

条例改正という説明もありましたけど、どのような条例の改正を行うのかということが1点。あと提案されている審議会条例の中を見ても、専門委員を市長が任命するとなっておりますけれども、ここの説明だと会長が指名するというので、その違いも教えてください。

【議長】 2点のご質問がありました。よろしくお願いします。

【計画課長補佐】 今回、都市計画審議会条例の改正を行いまして、部会の設置につきまして、「審議会に定めるところにより部会を置くことができる」という条項を追加いたします。

臨時委員につきましては、臨時委員は審議会に若干名置くことができるということが条例の中に規定されておまして、「臨時委員は市長が任命する」となっています。部会の委員につきましては、「審議会の会長が指名する」となっております。

【委員】 「部会の設置」という項目は都市計画審議会条例そのものにはないように思っているのですが、専門委員会と部会とは別だということになりますか。

【計画課長補佐】 今回、府中市都市計画審議会条例の中に、今まで規定されていない「部会の設置」について追加するような形で条例改正を考えています。

【委員】 了解しました。

【委員】 都市計画審議会の中に部会をつくるということは専

門性を高めるという目的でわかりますが、その場合に、この現審議会のあり方の問題として、その部会で決めたことを単に追認するような形になってしまわないか。ここに書いてある「都市計画に総合的な都市経営の考え方を反映させる」ということについて、この審議会ではどのような受けとめ方をしていくかということが大事なことだと思うのです。部会で決められたことを、追認だけで終わってしまって、そこで、例えば審議会で意見が出たものを部会に持ち帰るような状況があるのか。要するに部会で審議している過程が、この審議会にどういう状況で報告されて、意見反映をどのように行うのか。その辺のところは今のところ全く見えていないが、今考えている状況があるのかどうか。十何名ここにいるわけですから、その中からの8名ぐらいに絞るということは、半数ぐらいは該当しないし、追認する人が出てきます。その辺をどうするのかを聞かせてくれないと、いいというわけにはいきません。

【議長】 この都市計画審議会のあり方と部会のあり方について、どのように検討して、審議され、採決されるのか、お願いします。

【計画課長】 まず都市計画審議会の委員の関係からご説明させていただきます。

都市計画審議会委員というのは市長が任命します。ただし、都市計画審議会というのは、都市計画法、古くは地方自治法になりますけれども、法によってある程度の自主性を保障された特別な審議会になります。この審議会は、市長からの諮問に応じて都市計画について答申することもあるれば、場合によっては建議をすることも保障されております。

今回条例改正で考えている内容につきましては、まず臨時委員というのは市長が任命します。これは法令で決められたものですが、会議の設立自体は会長が行います。会長が設立を行う際に、こういう案件に対して、こういう調査を行い、こういう議論を行うというところを定めて部会を設立します。部会の中で検討を行い、あるいは事務局のほうで用意した内容をご検討いただいて、これが適正かなというところで、本審議会に報告いただきます。審議会には、その審議をされた委員が都市計画審議会委員あるいは都市計画審議会臨時委員として参加されます。その中で本審議会が最終的に決定権を持っております。したがって、最初から最後の審議の過程まで、この審議会が都市計画の中で最終的な権能を持っております。追認というよりも、専門的な調査を行ってこういう結果が出たというところで、審議会に報告をしていただき、それから審議をしていただくということになります。

【 委員 】 法的な位置づけからしても、この都市計画審議会というのは一番上にあるということは重々承知していますが、部会で真摯にいろいろ専門的に審議してきたことを、上位とは言いながら、審議会に報告されてきたときに議論して、ものによっては、もっと深く審議せよとするには、それ相応の時間を要することになるではないか。その辺が結果として単なる追認にならないように、部会の審議状況を、審議会のほうにも随時報告しながら進めたい。そこの連携をうまく行い、部会のほうで専門的に掘り下げたことを、この審議会とのやり取りの中で、委員との整合性が取れるようお願いしたい。これからつくっていくのでしようけど、もとをただせば、なぜ部会が必要なのかというところ

るから、その辺を十分わかりやすく市民のほうにも報告できて、しかも議会のほうで条例の改正があるわけですから、議会のほうでも十分そこを理解しないといけないと思うので、十分な説明をお願いしておきます。

【議長】 それはとても大事な観点だと思います。これから公共施設マネジメントやインフラマネジメントがあり、いろんな事例が出てくると思います。かなり専門的な知識がないと、なかなか話が進まないということがあると思うのです。そのあたりを臨時委員も含めて部会で討議していただいて、この審議会に上げてくるということだと私は思っています。まだ事例が出ていないので、ピンと来ないと思うのですけれども、多分これから発生する難しい事案の中で、この部会の中で検討して報告いただくというふうに私は感じています。

【委員】 それは会長の考えとしてわかりますが、市の担当も、きちんとそこをわきまえて、ただ部会をつくりました、そこでこうやっていますというだけではなく、この審議会との連携を密にしておかないと、結果がうまくいこうとしたものがいなくなってもいけないですから、その辺のお願いをしておきます。

【計画課長】 部会のルーツとしては、地方分権、平成12年から、各市で都市計画審議会に部会などをつくれるようになっております。平成20年代に入りまして、いろいろな都市計画の権限が市に移譲されております。こういった中で対応していかなければいけないこととなっております。先進的には東京都や政令市のほうで、こういった形式を取って運営しております。その中でやはり本審議会と部会の連携というのは非常に重要であると我々も考え

ておりますので、1件1件案件をお願いするときから、例えば、素案の段階で、あるいは都市計画決定案の前の段階で、都市計画決定の案を出すときに、そういう時期を捉えて何回も連携が図れる仕組みを考えながらお願いしていこうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

【 委員 】 市のさまざまな基本方針を決めていくのにはいろんな審議会をつくってやっていくのでね。それとはまた別の形で、都市計画の問題点について審議会でやっている内容を、部会においてより掘り下げていきながら、当都市計画審議会と密な連携をとることをぜひお願いしておきたいということで改めて申し上げておきます。

【 議長 】 ほかにご質問等ございますでしょうか。

【 委員 】 先ほど 委員の質問と、それに対するご答弁で大分私も理解はさせていただきました。いわゆる今までの都市計画の考え方、ハード、新しくつくることが中心に展開されてきましたが、これからはもう少し今あるものをどう使っていくか。恐らくそれは賑わいであるとか、歴史文化、教育、あるいは福祉、そういったものも絡めながら、よりハードからソフトにシフトしていくのかなと感じたところです。今あるものを使っていく、あるいは問題があるところを調整していくということにも、これから踏み込んで行くのかなというふうに思っています。今回部会を設置するにあたっては、今まではハード部分、建設、環境といったところにある程度絞られてやってこられたようなところが、もう少しすそ野が広がっていくと私は理解をしましたが、その辺の考え方というのをお聞かせいただけないでしょうか。

【議長】 先ほどのお答えの中で土地利用や都市経営という言葉が出てきていましたが、いかがでしょうか。

【計画課長】 まちづくりを語る上でハード、ソフトというところで切り口はあるわけございまして、現在の都市計画マスタープランについても、そういう切り口を持っています。ただし、ここは都市計画でございますので、ハードをこれから持続していくためにはどうやればいいのか、都市をどうやって持続させるのかという観点で、中心になるのはやはり都市経営的な考え方になるかと思えます。その中で関連する部分がソフト部分であれば、その部分もクローズアップしてご審議いただくということになるかと思えます。ソフトの部分はそれぞれ計画もありますし、例えば、関連するところでは景観計画もありますので、都市計画としてやはりまとめていくものはどれかというような選択になるかと思えます。

【委員】 結構です。ありがとうございました。

【議長】 ほかにご質問等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ないようですので、本件、報告事項でございますが、報告了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。

日程第3その他について、事務局から何かございますでしょうか。

【緑化推進係長】 事務局から2点ご報告させていただきます。

初めに、府中都市計画生産緑地地区の変更予定についてご報告

いたします。

今後、生産緑地地区の削除に伴う変更が予定されるものにつきまして、本日、お手元にお配りしております右上に資料と入っております「府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定について」によりご報告させていただきます。次ページの地図をご覧ください。

右下に凡例がございますが、黒丸でお示してございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区でございます。地区名は四谷地区、場所は四谷西公園の東側、府中3・4・3号線主要地方道20号の南側に位置する地区でございます。

この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除に伴う変更として、平成29年度春ごろに開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

【都市計画担当主査】 続きます、次回の本審議会の開催予定についてご報告いたします。

回りの開催時期は現在のところ未定でございますので、改めて調整させていただき、日程のご連絡をさせていただきたいと存じます。

【議長】 ありがとうございます。報告事項が終わりました。この件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】 質問ではなく、お願いなのですが、1件目の四谷地区の生産緑地の地図なのですが、大分古い地図を使っているなという感じがしています。例えば、四谷のショッピングセンターも入っていませんし、四谷の墓地も入ってないし、ここ3、

4年で新たに宅地化されたところ結構あるのですが、そういうところも入っていないので5、6年以上前の地図のように感じるので、可能なら最新の地図を使っていただくことをお願いしておきます。

【公園緑地課長】 下図につきましては東京都の都市計画の下図を使っているところですが、見せ方の中で工夫をさせていただきまして、最新の情報等を入れたものを次回からお示しできるような形で検討させていただければと思います。

【計画課長】 ご容赦いただきたいのは、都市計画で議定を行う場合には、下図は東京都で決まったものがあります。最新ではないのは我々も理解をしておりますが、その範疇の中で工夫をさせていただきたいと思います。

【議長】 よろしいですか。ほかにご質問等ございますでしょうか。ないようですので、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ありがとうございます。

本日の日程は全て終わりました。今日は大変活発な意見をいただきまして、いろいろとありがとうございます。

では、本日の府中都市計画審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時55分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員